

読み終わったら保護者の方にも読んでもらいましょう。

生徒部だより

宮城県小牛田農林高等学校
第13号
令和2年2月3日

「いじめのない学校」をめざして



先日実施した、いじめアンケートの結果「スマホ等で誹謗中傷や嫌なことをされた」という回答がありました。また、過去に「冷やかし・悪口を言われた(*1)」「仲間はずれにされた、無視された(*2)」「軽くぶつかられた(*3)」「スマホ等で誹謗中傷や嫌なことをされた(*4)」などの経験を持つ生徒が、全体のおよそ13.4%いました。これは、いずれも“いじめ”に該当するものです。

“いじめ”の定義は、以下のとおりです。

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。〈いじめ防止対策推進法〉

- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動、塾など当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指します。
- ・「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」上記*4など直接的にかかわるものと、上記*1、*2のような心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含まれます。
- ・「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。アンケート結果の*3が該当します。

農林生が取り組むこと



- 全生徒が認識すること 「いじめは絶対に しない させない 許さない」
- いじめにあったら 「一人で抱え込まない まわりに相談する 助けを求める 逃げる」
- いじめを見かけたら 「決して傍観しない 助ける やめさせる 周りに知らせる」
- いじめをしたら 「すぐやめる くだらない、かっこ悪いことに気づく 謝る」
- 農林生一人一人の小さな気配り、気遣い、思いやりが「いじめゼロ」へつながります！

読み終わったら保護者の方にも読んでもらいましょう。

いじめにあったときはどうする？

これまでのアンケート結果を見ると、いじめ被害にあった生徒が相談する相手の多くは「保護者・家族」や「担任・担任以外の先生」です。また「友人」と「養護教諭」など複数の相手に相談している人もいましたが、その反面、「誰にも相談していない」という回答もありました。被害にあったら一人で抱えこまず、まわりに相談してみてください。身近なところでは、友人や家族、先生などですが、相談しにくい場合には以下の相談先もあります。

いじめ110番(県警本部・各警察署)

022-221-7867 平日 8:30~17:15

24 時間いじめ相談ダイヤル(文部科学省全国統一ダイヤル)

0120-0-78310 24 時間対応

子どもの相談ダイヤル(宮城県総合教育センター)

022-784-3568 平日 9:00~16:00

自転車任意保険加入について

昨今、自転車損害賠償保険への加入義務化が各地で進められています。仙台市では、昨年4月1日から加入が義務となりました。これは、自転車事故による被害者の救済と、加害者の経済的負担を軽減することを目的として、条例で義務づけたものです。きっかけとなったのは、下記のような自転車事故による高額な賠償請求が起きたことです。

2008年に神戸で発生した事故では、当時小学5年生の男の子が、自転車に乗っているときに女性に衝突し、女性は頭蓋骨骨折、意識不明の重体となってしまいました。その後、2013年に裁判で男児の保護者に対して、損害賠償金9,500万円を命じる判決が言い渡されました。また、東京地方裁判所平成20年6月5日判決では、男子高校生が、自転車横断帯のかなり手前の歩道から自転車で車道を斜めに横断した際に、対向車線を自転車で走行していた24歳の男性に衝突した事案で、衝突された男性に言語機能の喪失などの後遺障害が残ったこともあり、総額9,266万円の支払いが命じられました。

このように、自転車事故で相手にケガをさせてしまった場合、加害者にとっては治療費や休業損害などを相手方に賠償できるように、また、被害者にとっては十分なケガの治療や日常生活を送るための補償を受けられるように、保険に加入することを目的としています。

本校では、全国高P連の賠償責任補償制度に加入していますが、これは登下校中など学校管理下における事故の場合に限られます。高校生は、普段から自転車を利用することが多いと思います。ご家庭でも自転車保険への加入を検討してみてください。

